

千葉県告示第488号

法定外道路の路線の廃止に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第1項の規定により法定外道路の路線を次のとおり廃止しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

令和7年6月6日

千葉市長 神谷俊一

1 路線名及び変更区間

路線名	廃止区間	
	起点	終点
指定道路稲毛21号線	稲毛区稲毛町5丁目578番2地先から	稲毛区稲毛5丁目577番2地先まで
指定道路古市場町2号線	緑区古市場町305番6地先から	緑区古市場町305番4地先まで

2 廃止期日 令和7年6月6日